

報 道 発 表

平成20年7月18日
内閣府沖縄総合事務局

平成19年度有効利用化財産の処理実績

沖縄総合事務局が行った有効利用化財産の処理計画の進捗状況等のフォローアップの結果、平成19年度における有効利用化財産の処理実績は以下のとおりであることを公表します。

台帳価格にして2.5億円の処理が行われました。

(単位：件、千㎡、億円)

区 分	件数	面積	台帳価格
国の利用(注1)	2	4.6	0.6
国以外の利用(注2)	2	20.0	1.8
うち売払	2	20.0	1.8
合 計	4	24.6	2.5

(注1)「国の利用」とは、引き続き国が利用することが適当であると認められた財産です。

(注2)「国以外の利用」とは、国以外の者が利用することが適当であると認められた財産です。

(参考)「有効利用化財産」とは

有効利用化財産とは、国有財産の効率的な使用を更に徹底し、処分を促進するため、平成10年度から12年度にかけて各省各庁が所管している行政財産等について財務省が実施した行政財産等の使用状況調査の結果、より有効に利活用する必要があると認められた財産です。

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局財務部管財総括課

電話：098-866-0096(ダイヤルイン)

ホームページアドレス：<http://ogb.go.jp/okizaimu/>

(参 考)

行政財産等の使用状況実態調査の概要

1. 対象財産

各省各庁が所管する以下の財産が対象。

- (1) 一般会計及び特別会計所属の行政財産(公用財産、企業用財産)
- (2) 特別会計所属の普通財産(特定国有財産整備特別会計を除く)
- (3) 国有建物の敷地として借り上げている民公有地

2. 対象財産の判定等

- (1) 調査対象財産の全件について使用状況等を調査し、その結果、以下のいずれかに該当したものを「より有効に利活用する必要が認められる財産」として判定。
 - イ 国の事務、事業の用に供されなくなったことにより現在未使用となっているもの、又は調査時点で使用されているが、当該使用官署において将来未使用となることが確実に見込まれるもの
 - ロ 施設の適正規模、容積率等からみて敷地の利用度が低く、施設の現況(配置、老朽度)から当該施設を集約立体化し、又は他の施設に統合する必要があるもの
 - ハ 周辺の状況及び施設の機能からみて現在地にあることが必ずしも適当と認められないもので、これを他に移転再配置し、その跡地を他の用途に転用することが適当と認められるもの
- (2) 「より有効に利活用する必要が認められる財産」について、各省各庁と調整のうえ、以下に区分し、効率的な利用を図るための処理計画を策定。
 - イ 「国の利用」 引き続き国が利用することが適当と認められるもの
 - ロ 「国以外の利用」 国以外の者が利用することが適当と認められるもの

有効利用化財産の処理実績一覧表(一件別)については、下記アドレス(財務省へリンク)から確認することができます。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/zaisan/za2007/19chosa.htm>

(参考)

平成19年度有効利用化財産の処理実績(沖縄管内)

(単位:件、千㎡、億円)

行政財産等の使用状況実態調査の結果に基づいて策定された有効利用化財産の処理計画				19年度中に処理がなされた財産			11年度から19年度末までの処理累計		
区分	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格
国の利用	26	116	23	2	4	0	16	78	20
国以外の利用	59	101	30	2	20	1	43	75	26
売払	46	73	28	2	20	1	32	61	24
借上解消	10	24	-	-	-	-	8	10	-
出資	2	4	2	-	-	-	2	4	2
その他	1	0	0	-	-	-	1	0	0
合計	85	217	53	4	24	2	59	153	46

(注) 1. 処理に当たっては、区分の変更(例えば国の利用から国以外の利用や売払いから交換に変更する場合など)や財産の分割、台帳価格の改定等を行っているが、処理計画欄はこうした計数を加味した変更後の計数である。

2. 「国の利用」とは、引き続き国が利用することが適当であると認められた財産である。

3. 「国以外の利用」とは、国以外の者が利用することが適当と認められた財産で、「売払」は国以外の者への売払いを、「借上解消」は行政の用に借上中である民公有地の借上げの解消を、「出資」とは独立行政法人へ出資をすることが適当であると認められる財産である。なお、「その他」は、「交換」、「譲与」、「使用許可」である。

4. 「19年度中に処理がなされた財産」とは、処理計画に基づいて処理がなされたもの、行政財産の用途が廃止され財務省に引き継がれたもの等である。